

議会運営委員会の概要

1 議事日程第1号について

- ・議事調査課長から、本日は開会に先立ち全国都道府県議会議長会自治功労者表彰及び山形県議会議員永年勤続者知事表彰が行われる旨の説明、並びに、資料「会議順序表」等により本日の日程について説明があり、了承された。

2 その他

(1) 公立学校教職員の懲戒処分について

- ・教育長から、資料「公立学校教職員の懲戒処分について」により説明があった。

【発言概要、質疑等】

(梶原委員) こうした不祥事は大変残念である。学校における公金のチェック機能はどのようになっているのか。

⇒ (教育長) 公金の取扱いについては、例えば通帳と公印を別に管理したり、決裁の過程でしっかりと確認するなどしているが、今回の事案はその間をすり抜ける犯罪行為である。今回、公金の取扱いについて新たにチェックリストを作り、それに基づき適切な取扱いを周知するとともに、項目ごとにチェックすることを徹底したい。

(梶原委員) 二重三重のチェックを行い、このような事案が発生しないような体制を作るべきだ。

(吉村委員) 点検については期間を決めて行うべきと考えるが、どうか。

⇒ (教育長) 現段階ではいつまでという話をしていないが、期日を示しながら迅速に取り組みたい。

(吉村委員) 年度が変わると今の3年生は卒業してしまうので、年度内に完了してほしい。

(小松委員) 今回の件は繰り返してはいけないことだと思う。県の監査においては内部統制を重視する方向に転換してきたと承知しているが、内部統制のやり方が今のままで良いのか疑問を感じる。

⇒ (教育長) 公金の取扱いも含めて事務の適正化については、決裁段階のチェックやチェックの際の責任者の明示など、やり方は工夫して行っているが、今回の事案のように悪意を持って行われてしまったという結果もあるので、どこにその可能性があるのかしっかりと検討したうえで、必要に応じてチェックリストをバージョンアップしながら内部管理の徹底を図っていきたい。

(小松委員) 今後はミスを拾う内部統制だけでなく、故意の行動もチェックできる内部統制を意識すべきだ。また、こうした事件があると公金を学校で扱うのをやめ、父兄の方で扱ってくださりとなることもある。それは父兄の負担が大きくなるので、公金の管理を安易に手放すことのないように配慮してほしい。

⇒ (教育長) 公金の管理の在り方と今回の事案は話が別だと思うので、そこは切り分けて対応する。

(齋藤委員) 12月1日に米沢市内で興譲小学校の児童が外国人インフルエンサーから追い掛け回される事案がXで拡散され、3,000万回程表示されている。米沢市民を中心に県警や県教育委員会もきちんと対応してほしいとの話が出ている。現在の対応状況はどうか。

⇒(教育長) 本件については、昨日梅津委員から、米沢市の児童の下校時の様子が何者かに撮影され、その動画がSNSに投稿、拡散されているとの情報提供があった。これを受け、県教育委員会でもその動画を確認したところ、小学校2年生と思われる児童2名が下校している様子を後ろから撮影しているところや、その後一人になった児童が撮影されていることに気付いたのか小走りに帰るところが映された投稿であった。県教育委員会では米沢市教育委員会に確認をしたところ、米沢市教育委員会でも本事案を確認しており、警察と連携のうえ、市内の全小中学校に情報提供し、登下校時の巡回指導などの指示をしたとのことであった。これを受け、県教育委員会では県警本部と連絡を取り、教育事務所を通して市町村教育委員会と県立学校に情報提供するとともに、保護者、地域学校安全ボランティア、警察等と連携のうえ登下校時の安全確保を図るよう文書を発出し、注意喚起を行ったところである。注意喚起の内容としては、集団や複数による登下校の徹底を図ること、緊急事態が発生した場合には大声を発したり身近な人に助けを求めたりこども110番連絡所などの緊急避難場所に駆け込むことなど、安全を確保する指導を徹底するよう改めて求めたものである。

(齋藤委員) 中国では日本人児童が登校時に殺害される由々しき事案が発生しているので、より警戒が必要だ。児童の服装が半袖であることから、撮影から半年経過していると思われるが、この間、県では認識していなかったということになるので、サイバーパトロールも含めて、県警と教育委員会が連携して対応してほしい。

(相田(光)委員) 私も地元であるので、昨日、米沢市教育委員会に確認した。12月の月初めということもあり、保護者や地域の方々が立哨を行ったとのことであった。かつ、米沢署の警察官も交差点に立ったり、パトロールを行ったりしたが、怪しい人物は見当たらなかったとのことであった。投稿内容を確認したが、日本は安全だという書き込みであったものの、最後は女子児童が小走りになっている様子を見ると、よっぽど怖かったのではないかと思われる。撮影者が中国人であるかどうかというよりも、その行為そのものが決して安全とは言えない。全県で起こりうることだと思うので、市町村教育委員会に注意喚起するとともに、警察と協力して対応してほしい。

(森谷委員) 児童生徒は下校時、最後に家に着く時には、一人になってしまう。2km位、一人になる児童生徒もいる。市町村教育委員会と共に調査すべきである。すべてスクールバスにするしかないかもしれない。

⇒(教育長) 児童生徒の下校時は基本的には複数で帰るように指導徹底しているが、指摘のとおり、どこかで一人になることも想定される。それがすぐにスクールバスの導入につながるかは議論があると思うが、委員の意見も踏まえながら、市町村教育委員会と共に考えていきたい。

(吉村委員) 児童が特定されネット上に個人情報が出ることもあるので、その場合には削除要請をするなど二次被害が生じないようにしてほしい。

⇒(教育長) 今回の動画に映っているのは後ろ姿であるが、思いがけないところに波及することも想定しながら対応していきたい。

3 次回議運開催日時

12月5日（木）午前10時

4 本日の開議時刻

- ・議会運営委員会終了後、直ちに開議されることが決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和6年12月3日（火）

午前 10 時

- 1 議事日程第1号について

- 2 その他

- 3 次回議運開催日時
12月5日（木）午前10時

- 4 本日の開議時刻

会 議 順 序 表

[議事日程第1号]

令和6年12月3日(火)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第1号、その他)	
2	< 開 会 ・ 開 議 > ○ 諸般の報告 (1) 人材活用・経済活性化対策特別委員会及び 山形県議会定数等検討委員会の正副委員長の選任結果 (2) 議員派遣の決定 (3) 議案・附属書類等の送付	
3	○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定	
4	○ 議案及び決算上程 (議第139号から議第143号までの5件及び17決算) ○ 決算特別委員長報告 ○ 議案採決 (議第139号から議第143号までの5議案) ○ 決算採決 (令和5年度山形県一般会計歳入歳出決算外16決算)	簡 易 簡 易
5	○ 議案上程 (議第144号から議第166号までの23件) ○ 知事説明 ○ 諸般の報告 (議第155号についての人事委員会の意見聴取・回答) < 散 会 >	

議 事 日 程 (第 1 号)

令和6年12月3日(火) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第139号 令和5年度山形県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 4 議第140号 令和5年度山形県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 5 議第141号 令和5年度山形県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 6 議第142号 令和5年度山形県公営企業資産運用事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 7 議第143号 令和5年度山形県水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 8 令和5年度山形県一般会計歳入歳出決算
- 第 9 令和5年度山形県公債管理特別会計歳入歳出決算
- 第 10 令和5年度山形県市町村振興資金特別会計歳入歳出決算
- 第 11 令和5年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 第 12 令和5年度山形県国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第 13 令和5年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計歳入歳出決算
- 第 14 令和5年度山形県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 15 令和5年度山形県農業改良資金特別会計歳入歳出決算
- 第 16 令和5年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算
- 第 17 令和5年度山形県林業改善資金特別会計歳入歳出決算
- 第 18 令和5年度山形県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 第 19 令和5年度山形県流域下水道事業会計決算
- 第 20 令和5年度山形県電気事業会計決算
- 第 21 令和5年度山形県工業用水道事業会計決算
- 第 22 令和5年度山形県公営企業資産運用事業会計決算
- 第 23 令和5年度山形県水道用水供給事業会計決算
- 第 24 令和5年度山形県病院事業会計決算
- 第 25 議第144号 令和6年度山形県一般会計補正予算(第4号)
- 第 26 議第145号 令和6年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)
- 第 27 議第146号 令和6年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)
- 第 28 議第147号 令和6年度山形県土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 29 議第148号 令和6年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 30 議第149号 令和6年度山形県流域下水道事業会計補正予算(第2号)
- 第 31 議第150号 令和6年度山形県電気事業会計補正予算(第3号)
- 第 32 議第151号 令和6年度山形県工業用水道事業会計補正予算(第2号)
- 第 33 議第152号 令和6年度山形県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)
- 第 34 議第153号 令和6年度山形県病院事業会計補正予算(第2号)
- 第 35 議第154号 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 36 議第155号 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 37 議第156号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 38 議第157号 都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について
- 第 39 議第158号 下水道事業（単独）に要する費用の一部負担について
- 第 40 議第159号 道路事業（単独）に要する費用の一部負担について
- 第 41 議第160号 急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について
- 第 42 議第161号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋桁製作架設工事請負契約の一部変更について
- 第 43 議第162号 空港地上支援車両の取得について
- 第 44 議第163号 当せん金付証票の発売について
- 第 45 議第164号 山形県源流の森の指定管理者の指定について
- 第 46 議第165号 山形県生涯学習センター等の指定管理者の指定について
- 第 47 議第166号 令和6年度山形県一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について

委員会正副委員長及び所属委員一覧

令和6年10月8日現在（議席順による）

常任委員会

委員会名	正副委員長	所属委員名
総務 (8)	正 五十嵐 智 洋 副 小松 伸 也	江口 暢子 今野 美奈子 梶原 宗明 矢吹 栄修 高橋 啓介 加賀 正和
文教公安 (7)	正 阿部 ひとみ 副 柴田 正人	齋藤 俊一郎 鈴木 学 青木 彰 榮 奥山 誠治 船山 現人
厚生環境 (7)	正 遠藤 和典 副 相田 日出夫	石川 涉 橋本 彩子 石塚 慶 伊藤 重成 (欠員1名)
農林水産 (7)	正 梅津 庸成 副 渋間 佳寿美	佐藤 文一 菊池 文昭 高橋 淳 能登 淳一 森谷 仙一郎
商工労働観光 (7)	正 相田 光照 副 佐藤 正胤	松井 愛 阿部 恭平 関 徹 吉村 和武 田澤 伸一
建設 (7)	正 遠藤 寛明 副 石川 正志	伊藤 香織 高橋 弓嗣 木村 忠三 榎津 博士 森田 廣

議会運営委員会

委員会名	正副委員長	所属委員名
議会運営 (12)	正 榎津 博士 副 高橋 淳	齋藤 俊一郎 梅津 庸成 相田 光照 梶原 宗明 能登 淳一 小松 伸也 吉村 和武 加賀 正和 森谷 仙一郎 田澤 伸一

特別委員会

委員会名	正副委員長	所属委員名
予算 (41)	正 柴田 正人 副 今野 美奈子	議長・副議長を除く全議員 (欠員1名)
交通インフラ・活力あるまちづくり対策 (9)	正 渋間 佳寿美 副 江口 暢子	石川 涉 橋本 彩子 伊藤 香織 佐藤 正胤 遠藤 寛明 木村 忠三 船山 現人
子ども支援・女性若者活躍対策 (9)	正 青木 彰 榮 副 高橋 弓嗣	松井 愛 鈴木 学 関 徹 相田 日出夫 五十嵐 智 洋 伊藤 重成 (欠員1名)
人材活用・経済活性化対策 (9)	正 今野 美奈子 副 佐藤 文一	石川 正志 阿部 恭平 石塚 慶 阿部 ひとみ 遠藤 和典 菊池 文昭 柴田 正人
定数等検討 (9)	正 田澤 伸一 副 青木 彰 榮	阿部 ひとみ 梅津 庸成 渋間 佳寿美 加賀 正和 森谷 仙一郎 伊藤 重成 船山 現人

議員派遣決定一覧表

番号	内 容
43	地方議会活性化シンポジウム2024 (1) 目 的 総務省が主催する上記のシンポジウムに出席するため (2) 場 所 東京都 (3) 期 間 令和6年11月29日(金) (4) 議 員 名 榎津博士

○令和6年10月8日議決分の変更

番号	内 容
36	道路の整備等に関する国土交通省等との五県合同意見交換会等 (4) 議 員 名 石川正志、佐藤文一、高橋淳、梶原宗明、能登淳一、 加賀正和、田澤伸一
	※上記意見交換会等の派遣議員を6名から7名に変更するもの

山人委第220号

令和6年12月3日

山形県議会議長 森田 廣 殿

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊 彦



意見の聴取について

令和6年12月2日付け議調第176号で意見を求められた下記条例の設定については、適当なものと認めます。

記

議第155号 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定
について

公立学校教職員の懲戒処分について

1 被処分者

高等学校（最上地区）	会計年度任用職員	40歳代	〔免職〕
管理監督責任	校長	50歳代	〔戒告〕
管理監督責任	学校職員	50歳代	〔戒告〕

2 事案の概要

令和6年5月から7月にかけて、保護者から徴収した生徒会費について、出金伝票の数字を書き換えるなどして、計3回、総額210,200円を着服し、私的に使用した。

3 処分年月日

令和6年11月28日

4 本事案を受けた対応

再発防止に向け、令和6年11月28日付で県内全公立学校に、「公金等の適正管理の徹底及び緊急自己点検の実施等について」通知を発出し、「公金等に係る現金の適正な取扱いの徹底」を図るとともに、「緊急自己点検の実施」を指示指導した。